

乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業実施に当たっての留意事項

平成29年7月24日
公益社団法人中央畜産会

一部改正 平成29年11月8日
一部改正 令和2年4月1日
一部改正 令和3年3月26日
一部改正 令和5年3月31日

第1 円滑化事業における債務保証の対象資金

- 1 円滑化事業の債務保証の対象となる資金は、融資機関が債務保証引受対象者に貸付ける農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号）第2条第3項に掲げる資金のうち、次のいずれかに該当するものに限定されている。
 - (1) 乳用牛の購入又は育成に必要な資金
 - (2) 繁殖牛の購入又は育成に必要な資金
- 2 1の資金のうち、乳用牛の購入又は繁殖牛の購入に必要な資金とは、育成段階を含む乳用雌牛又は肉用繁殖雌牛の購入に要する費用の借入のことであり、育成に必要な資金とは乳用雌牛又は肉用繁殖雌牛の導入から初回分娩までに必要な飼料代、衛生費、種付け料、雇用労賃等の直接的現金経費の借入である。
- 3 なお、育成期間とは導入から初回分娩までの期間であり、導入とは外部導入については飼養を開始したとき、自家生産牛を搾乳又は繁殖に供する場合は初回種付けをしたときをいう。

第2 乳用雌牛・繁殖雌牛増頭計画の作成等

- 1 乳用雌牛又は肉用繁殖雌牛の計画的な増頭とは、意欲ある畜産農家の乳用雌牛又は肉用繁殖雌牛の計画的な増頭を支援するものであることから、更新や死廃事故等による個体の補充など飼養規模を維持するための導入は対象とならないことに留意する。
- 2 円滑化事業に係る保証料免除希望者は、乳用雌牛又は肉用繁殖雌牛の計画的な増頭を行うための資金の借入申込みを行う融資機関に債務保証委託申込書及び乳用雌牛・繁殖雌牛増頭計画（以下「増頭計画」という。）に係る保証料免除申請書に、増頭計画を添付して提出するものとする。
 - 1 保証料免除希望者が乳用雌牛又は肉用繁殖雌牛の計画的な増頭を行うために借り入れる資金の融資機関数は特に限定されていない。
- 3 円滑化事業に係る保証料免除希望者は、畜産における「みどりのチェックシート」

及び解説書について(令和4年10月31日付け4畜産第1660号畜産局企画課長通知)で定めたチェックシートの取組内容について自らがその生産活動の点検を行う必要があることに留意すること。

また、融資機関は、当該チェックシートの取組内容について、保証料免除希望者自らがその生産活動の点検を行っていることを確認するとともに、乳用牛・繁殖牛増頭計画に対する意見書において、確認した旨を都道府県農業信用基金協会(以下「基金協会」という。)あて提出することとなっていることに留意すること。

- 4 増頭計画の作成については本留意事項の別添を、また、基金協会が都道府県に協議する場合の協議書の様式については別紙様式例1を参考とされたい。

第3 債務保証引受条件及び免除となる保証料率

1 債務保証引受に係る貸付方式

円滑化事業の債務保証の対象となる資金の貸付方式は、証書貸付、手形貸付、当座貸越方式である。

なお、本事業の対象以外の資金用途についても、一括して融資を受ける場合及び経営全体に必要な資金を当座貸越方式で賄っている場合は、この事業の対象となる部分をQ & A 2-4で示すとおり算出する必要があることから、基金協会においては、この事業で対象となる借入金のみを、当座貸越方式から証書貸付、手形貸付に切り換えて取り扱うことも可能である。

2 償還方法

- (1) 円滑化事業の債務保証の対象となる資金の債務保証引受日は対象資金の貸付実行日である。

証書貸付、手形貸付の償還方法は、年払い、半年払い、四半期払い、月払いのいずれの方法も可能である。

また、償還日の設定は、約定償還日の日にち指定又は月末のいずれかとし、償還の方法としては、乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化交付金(以下「円滑化交付金」という。)の計算を行う上から元金均等償還及び元利均等償還とする。

なお、元金均等償還とする場合は、均等償還額に千円未満の端数が生ずる場合は、その端数金額を原則として初回の償還額に加算する方式とし、元利均等償還とする場合は、償還日毎の償還元利金額が同額となるよう留意し、元利均等償還額に円未満の端数が生ずる場合は、元金均等償還方式同様、その端数金額は原則として初回の償還額に加算する方式とする。

また、償還方法(年払い、半年払い、四半期払い、月払いのいずれの方法を選択しているか)及び育成費の対象となる期間を確認するため、畜産経営体質強化資金対策事業実施要領(以下「事業実施要領」という。)別添2の5の(7)に規定する別紙様式第36号の「乳用牛・繁殖牛増頭計画に係る債務保証引受状況報告書」の添付資料として、償還計画表(融資機関任意の様式)及び事業実施要領別添2の5の(1)の別紙様式第35号-1(別添を含む)の写しを提出願いたい。

(注) 別紙様式第 35 号-1 (別添を含む) の写しの提出は、育成費の場合に限ります。

(2) 貸付金の一部繰上償還があった場合のその後の償還額の取扱いは、その発生した日の翌日の貸付残高について、(1) に準じて処理するものとする。

3 円滑化事業における補填の対象となる保証料率

(1) 円滑化事業における補填の対象となる保証料率の上限は、独立行政法人農林漁業信用基金の業務方法書における農業運転資金の保険料率を 0.7 で除して得た率となっている。

具体的には、

令和 2 年 3 月 31 日までの債務保証引受に係るものについては、0.371%

令和 2 年 4 月 1 日以降の債務保証引受に係るものについては、0.257%

となっている。

また、基金協会において、この率を下回った保証料率を設定している場合はその率を保証料率の上限とすることとなっている。

このため、農業信用保証保険制度を活用した資金調達を円滑化するという本事業の目的に鑑みると、本事業の対象となる貸付金にかかる保証料率はこの上限以内としていただくことが望ましい。

(2) 保証料免除の期間

補填の対象となる保証料免除の期間は、証書貸付、手形貸付については借入資金の償還期間、スーパー S 資金等当座貸越方式については購入又は育成費用が発生した年度となることに留意する。

なお、育成資金を証書貸付、手形貸付で借り入れることも可能である。

第 4 保証料免除の決定

円滑化事業の対象となる資金の貸付はいつでも可能であるため、保証料免除希望者から増頭計画に係る資金借入の債務保証の保証料免除申請も頻繁に行われることが想定される。事務の繁雑を避けるためにも保証料免除決定の審査は 1 ヶ月に 1 回或いは数件程度まとまった時点で審査する等臨機応変に対応する事も可能である。

第 5 円滑化交付金の交付

1 円滑化交付金の交付契約の締結

本事業を取扱う基金協会にあっては、中央畜産会との間で乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化交付金の交付に関する契約を締結する。

2 円滑化交付金の計算方法等

(1) 年度ごとの償還計画額及び円滑化交付金額は乳用牛・繁殖牛債務保証引受状況報告書に基づき、別に中央畜産会から通知することとする。

(2) 中央畜産会が、基金協会に対し通知する毎年度の円滑化交付金額の計算は、当該基金協会における保証料免除の決定を受けた者(以下「保証料免除決定者」という。)の貸付ごとに、次の①及び②により算出された額となる。

なお、貸付ごととは次をいう。

- ・ 導入・育成別
- ・ 貸付区分別(証書、手形、当座貸越別)
- ・ 牛番号別(事業実施要領別添2の5の(7)の別紙様式第36号の別添の牛番号(任意の番号で育成資金に係る分娩年月日を確認するために必要なもの))

① 証書貸付、手形貸付については当該年度の貸付平均残高を算出し、その額に当該保証料率を乗じて得た額(その額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)の合計額とする。なお、当該年度の貸付平均残高とは、円滑化交付金計算期間中の貸付残高(延滞額は除く。)の総和を平年、閏年とも365日で除して得た額とする。

② 当座貸越方式による極度貸付については、年度途中においては極度額に対する実残高の把握が困難であることから、極度額設定上限額に資金借入月数を乗じ12で除した額に当該保証料率を乗じて得たいわゆる極度額に対する保証料の最高額(その額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)を示すこととする。

(この場合、基金協会は3の円滑化交付金の請求時において、実残高により計算した保証料免除額を請求することとなり、中央畜産会が当初示した保証料の範囲内の額となる。)

なお、3の円滑化交付金の請求時において、請求金額が中央畜産会の当初示した保証料より大きくなる場合には、極度額(枠)変更等がありその報告を失念していること等が考えられるので、極度額(枠)変更等には十分注意する必要がある。

(3) 貸付残高は、約定償還日に借入者から償還されていない場合も、約定償還日に償還されたものとして算出する。

なお、約定償還日及び繰上償還日の当日の貸付残高は、償還前の残高とする。

(4) 約定償還日が国民の祝日、日曜日その他の休日に当たった場合、民法第142条の規定によれば、翌日償還でよいこととなっているが、円滑化交付金の計算は、これに影響されることなく約定償還日までとする。

(5) なお、(3)に鑑み、期限の利益を喪失事由に該当することとなり、期限の利益を喪失した場合においても償還の有無にかかわらず、喪失した日の翌日から円滑化交付金の計算の対象から除外されることとなる。

したがって、融資機関が借入者に期限の利益を喪失させ繰上償還請求等を行った場合は、期限の利益喪失日を異動日とする事業実施要領別添2の5の(11)の債務保証状況等異動報告書を中央畜産会に提出することになる。

3 円滑化交付金の請求時期等

(1) 円滑化交付金の請求時期

基金協会が中央畜産会に行う円滑化交付金請求の時期については、事務の簡素化を図るため、当該基金協会における毎年4月から翌年3月までの間の保証料免除額を5月末までに中央畜産会に請求すること（具体的には、中央畜産会が定める円滑化交付金請求事務の手引きの時期）。

(2) 円滑化交付金の請求の仕方

円滑化交付金の請求額については、証書貸付、手形貸付については2の(2)の①で示すとおり、当該年度の貸付平均残高を算出し、その額に当該保証料率を乗じて得た額（その額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）の合計額となる。

また、当座貸越方式による極度貸付については、当該年度の4月の期首及び各月の期末の実残高について実績のない月も含めた合計/13で算出した額となる。

なお、極度貸付に係る円滑化交付金の額については、極度額に対する実残高により計算することとなるので、事業実施要領別添2の6の(2)に基づく極度貸付実支払報告書（別紙様式第42号の別添）を年度終了後速やかに提出することとなる。

4 円滑化交付金の交付の停止（経営中止の場合）

保証料免除決定者が円滑化交付金交付期間中に経営を中止した場合は、引き続き円滑化交付金の交付対象とすることはできないので、基金協会は保証料免除決定者の経営中止時点を的確に把握し、事業実施要領別添2の5の(12)のA及びBに定める期日の翌日以降の円滑化交付金に係る請求を行わないようにすること。

なお、保証料免除決定者の経営中止時点を的確に把握するためには、融資機関と常に連携を図っておくことが必要である。

5 円滑化交付金の交付の停止（増頭計画の承認取消）

(1) 増頭計画に係る保証料免除決定後、保証料免除決定者が事業実施要領別添2の6の(5)の規定により承認の取消しを受けた場合は、円滑化交付金の対象とすることはできないので、基金協会は、承認取消認定日以降の円滑化交付金に係る請求を行わないようにすること。

(2) 基金協会は、保証料免除決定者の承認取消があった場合、その承認の取消しの理由が説明できる書類を整備しておくものとする。

(3) 増頭計画の承認取消により、承認取消認定日以降は円滑化交付金の対象外となるが、一方で、以降においても基金協会との間においては債務保証引受が継続することとなることから、基金協会においては通常どおり畜産経営者から保証料徴求が発生することとなる。

第6 債務保証引受けの異動処理

1 異動事例の的確な把握

適正な円滑化交付金の交付事務を進めるためには、債務保証引受後、約定償還以外の理由（対象外貸付の発生、任意の繰上償還、経営中止）による貸付残高の異動を貸付対象者ごとに確実に把握することが必要である。このため、基金協会は融資機関との連絡を密にして異動事例の的確な把握に努め、異動が生じた場合には速やかに債務保証状況等異動報告書により報告することにより、円滑化交付金の返還が発生することのないようにすること。

万一、異動事例の把握が遅れたため、発生後1年以上を経過した事例が生じた場合には、事業実施要領に基づく債務保証状況等異動報告書に、その遅れた事由を添えて中央畜産会に提出するとともに、円滑化交付金の返還手続きを行うこととなる。

2 初回分娩の報告

育成費については、導入時（自家生産牛を搾乳又は繁殖に供する場合は初回種付けをしたとき）から初回分娩までの期間の育成費が育成資金の対象とされているので、対象牛の分娩については債務保証状況等異動報告書で報告すること。

このため、保証料免除決定者は、保証料免除対象牛が分娩した場合には、どの対象牛が分娩したかを融資機関を経由して基金協会に報告すること（その場合の報告については、別紙様式例2を参照とされたい。）

当該報告書に基づいて基金協会が作成した債務保証状況等異動報告書に基づき、中央畜産会で増頭資金円滑化交付金償還計画額・交付金額異動修正計算書を作成し送付することとなる。

3 極度額（枠）の変更の報告

当座貸越方式による極度貸付については、年度途中においては極度額に対する実残高の把握が困難であることから、極度額設定上限額に資金借入月数を乗じ12で除した額に当該保証料率を乗じて得たいわゆる極度額に対する保証料の最高額（その額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）を示すこととしているが、極度額（枠）変更等があった場合には、これを修正する必要があるため、変更発生年月日及び変更極度額（枠）を債務保証状況等異動報告書で報告すること。当該報告書に基づいて作成した増頭資金円滑化交付金償還計画額・交付金額異動修正計算書を送付することとなる。

第7 事業評価の報告

保証料免除決定者は、保証料免除決定者の責に帰さない社会的情勢の変化等による場合を除き、増頭計画の達成状況について、目標年度までの達成状況が不十分な場合には増頭計画が達成されるまでの間、事業実施要領別添2の8の(1)に基づく別紙様式第47号の乳用牛・繁殖牛増頭計画達成状況報告書を融資機関に提出することとなる。

第8 整備保管すべき関係証拠書類

基金協会は、次の関係証拠書類を円滑化交付金交付事業の最終年度の翌年度から起算して5年間整備保管するものとする。

- 1 債務保証委託申込書
- 2 乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化交付金の交付に関する契約書
- 3 保証料免除申請書、保証料免除決定書及び増頭計画に係る県知事との協議済書（承認の取消し、計画変更があった場合は、その書面。）
- 4 円滑化交付金の請求及び受領に係る帳票類

第9 その他

本事業による円滑化交付金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)の適用を受けることになっている。関係要綱、要領等の規定に従って厳正な事業実施を期すること。

乳用牛・繁殖牛増頭計画（書き方）

2 増頭計画

区 分		基準年度 頭 数 (過去3カ 年平均)	1年目 年度	2年目 年度	3年目 年度	4年目 年度	5年目 年度	6年目 年度
乳用 雌牛	乳用雌牛の 飼養頭数	①	② (③)	()	()	()	()	()
	子牛の 生産頭数	④	⑤					
	うち乳用子牛 (後継牛)頭数	⑥	⑦					
肉用繁 殖雌牛	肉用繁殖雌牛 の飼養頭数	⑧	⑨ (⑩)	()	()	()	()	()
	うち 2産以上	⑪	⑫	(⑬)	()	()	()	()

⑭ 目標とする年度を○で囲む → 目標年度 目標年度 目標年度

～書き方～

- ① 直近の過去3年（例：昨年、一昨年、3年前）の年度末時点の乳用雌牛（月齢や産歴は問わない）の飼養頭数の平均を記入。（四捨五入して整数で記入してください）
- ② 各年度の乳用雌牛（月齢や産歴は問わない）の目標飼養頭数を記入。
- ③ 乳用雌牛の飼養頭数のうち、今回この事業で導入する牛の頭数を記載。
- ④ 直近の過去3年（例：昨年、一昨年、3年前）の各年に生産した子牛（品種は問わない）の平均を記入。（四捨五入して整数で記入してください）
- ⑤ 各年度の子牛（品種は問わない）の目標生産頭数を記入。
- ⑥ 直近の過去3年（例：昨年、一昨年、3年前）の各年に生産した乳用子牛（後継牛）の平均頭数を記入。（四捨五入して整数で記入してください）
- ⑦ 各年度末の乳用子牛（後継牛）の目標生産頭数を記入。
- ⑧ 直近の過去3年（例：昨年、一昨年、3年前）の年度末時点の肉用繁殖雌牛（繁殖用として自家育成する子牛を含む）の飼養頭数の平均を記入。（四捨五入して整数で記入してください）
- ⑨ 各年度末の肉用繁殖雌牛（繁殖用として自家育成する子牛を含む）の目標飼養頭数を記入。
- ⑩ 飼養頭数のうち、今回この事業で導入する肉用繁殖雌牛の頭数を記載。
- ⑪ 直近の過去3年（例：昨年、一昨年、3年前）の年度末時点の導入以降2産以上している牛の平均飼養頭数を記入。（四捨五入して整数で記入してください）
- ⑫ 各年度末の導入2産以上している牛の目標飼養頭数を記入。
- ⑬ 飼養牛のうち、この事業で導入以降2産以上している牛の頭数を記入。
- ⑭ この事業による最後の導入予定年度から3年後のところに○をつける。

乳用牛・繁殖牛増頭計画（A農場における乳用雌牛導入の例）

2 増頭計画

区 分		基準年度 頭 数 (過去3カ 年平均)	1年目 年度	2年目 年度	3年目 年度	4年目 年度	5年目 年度	6年目 年度
乳用 雌牛	乳用雌牛の 飼養頭数	40	66 (26)	66 (26)	66 (26)	92 (26)	()	()
	子牛の 生産頭数	40	40	40	66	66		
	うち乳用子牛 (後継牛)頭数	0	0	0	0	26		
肉用繁 殖雌牛	肉用繁殖雌牛 の飼養頭数		()		()	()	()	()
	うち 2産以上				()	()	()	()

後継牛はここに追加

後継牛はここに記載

F1はここに記載

目標とする年度を○で囲む → 目標年度 目標年度 目標年度

上記増頭計画の内容の考え方等を次に簡潔に記載してください。

1年目に未經産牛を26頭導入。これらの新規導入牛について、1産目は分娩事故のリスク低減のために和牛の種をつける。2産目は性判別精液を利用し後継牛を確保する。

【参考】上記計画の背景にあるA農場の経営概要

- これまで、毎年平均40頭の乳用雌牛（搾乳牛）を飼育。
- 1年1産を実現。
- 1年目に、26頭の乳用雌牛（6ヶ月齢）を導入。
- 従来から飼養している乳用牛はF1を生産。
- 新規導入牛の1産目はF1、2産目に性判別精液を使って後継牛を確保。
- 3年目に搾乳牛2頭を廃用し、2頭の乳用雌牛（20ヶ月齢、F1を妊娠）を当事業を使わずに導入。

（飼養頭数は変わらない。カッコ内の本事業で導入した頭数は変わらない）

※これはあくまで一例です。

乳用牛・繁殖牛増頭計画（B農場における肉用繁殖雌牛導入の例）

2 増頭計画

区 分		基準年度 頭 数 (過去3カ 年平均)	1年目 年度	2年目 年度	3年目 年度	4年目 年度	5年目 年度	6年目 年度
乳用 雌牛	乳用雌牛の 飼養頭数		()	()	()	()	()	()
	子牛の 生産頭数							
	うち乳用子 牛 (後継牛)頭 数					繁殖用として自家育成する子牛 はここに加える		
肉用繁 殖雌牛	肉用繁殖雌 牛 の飼養頭数	15	18 (3)	23 (8)	30 (15)	31 (15)	32 (15)	33 (15)
	うち 2産以上	15	15	15 ()	18 (3)	23 (8)	30 (15)	30 (15)

目標とする年度を○で囲む → 目標年度 目標年度 目標年度

上記増頭計画の内容の考え方等を次に簡潔に記載してください。

3年間に分けて和牛の雌子牛を15頭（1年目3頭、2年目5頭、3年目7頭）導入。
 発情発見システムを活用し1年1産させる。
 場内の繁殖牛更新に備えて、4年目以降は毎年1頭程度の雌子牛を繁殖用に自家育成をする。

【参考】上記計画の背景にあるB農家の経営概要

- これまで、毎年平均15頭の繁殖牛を飼養。(直近3年は全頭が導入以降2産以上の経験がある)
- 1年1産を実現
- 1年目は3頭、2年目は5頭、3年目は7頭を導入(全て9ヶ月齢)
- 4年目以降、毎年生まれた子牛のうち1頭を繁殖用として自家育成する。
- 計画実施期間に廃用は予定していない。

※これはあくまで一例です。

(別紙様式例 1)

乳用牛・繁殖牛増頭計画協議書 (例)

(令和 年度)

令和 年 月 日

〇〇〇〇県 (都道府) 知事 御中

住 所
基金協会名
代表者氏名

印

下記の者から別添のとおり乳用牛・繁殖牛増頭計画の提出がありましたので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領(平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知)別紙7の別添2の5の(3)及び畜産経営体質強化資金対策事業実施要領(平成28年4月20日付け28年度発中畜第72号)別添2の5の(3)の規定に基づき、乳用牛・繁殖牛増頭計画の妥当性について協議する。

記

- 1 提出者氏名
住所(所在地)
- 2 乳用牛・繁殖牛増頭計画(別添のとおり)

(注) 計画提出者が法人の場合は、法人名及び代表者名を記載すること。

(別紙様式例2)

乳用牛・繁殖牛増頭計画に係る乳用牛・繁殖牛分娩報告書(育成費関係)

令和 年 月 日

〇〇〇農業信用基金協会会長理事 殿
(融資機関経由)

住 所
保証料免除決定者氏名 印

乳用牛・繁殖牛増頭計画に係る育成費について、保証料免除の対象となる乳用牛・繁殖牛の分娩がありましたので、乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業実施に当たっての留意事項(平成29年7月24日付け)第6の2に基づき下記のとおり報告致します。

記

	牛番号	購入年月日 (種付け年月日)	初回分娩年月日	備 考
購 入				
自家 育成				

- (注) 1. 牛番号は任意の番号ですが番号の上限は3桁となります。
2. 事業実施要領に準拠して記載のこと。